

大分県報

令和六年
第五二六号
七月十六日

（火曜日）

目次

告示	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧	一
指定予定保安林（三件）	一
道路の供用開始	二
公告	三
落札者等の公示	三
所在不分明者に対する保安林指定予定通知の揭示	三
所在不分明者に対する保安林指定通知の揭示	三
都市計画事業の認可	三

○告示

大分県告示第三百四十八号

次の者から提出のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の六第二項により準用される同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

国東市国東町見地二千百六十四番地

令和六年七月十六日

有限会社クリーン環境

取締役 石川 貴祥

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

国東市国東町見地字八郎入道二千百六十四番二十七ほか十九番

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号に規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類（以上五種類 石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

令和六年六月十七日

六 縦覧期間

令和六年七月十六日から同年八月十六日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び東部保健所国東保健部

大分県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字津久見字赤木七二八九番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字赤木七二八九番（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

大分県報（告示）

一

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字日見字小浦一一二六番二五から一一二六番三〇まで、一一二六番四〇から一一二六番四二まで、一一九三番、一一九五番から一一九七番まで、一二〇二番、一二〇四番から一二一一番まで、一二二二番一、一二二二番二、一一九四番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字小浦一一二六番二七・一一九四番から一一九七番まで・一二〇二番・一二〇五番から一二〇九番まで(以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

白杵市野津町大字若屋字田ナリ八三六番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字田ナリ八三六番(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日

県道別府庄内線	
別府市大字東山字小杉五〇八番三内地内	別府市大字東山字山ノ下三七四番二から 別府市大字東山字山ノ下三六六番三まで
令六・七・一六	

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

三 落札者を決定した日

令和六年五月二十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

四千三百十六万七千三百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年四月九日



森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なもので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年七月十六日

令和六年七月十六日

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
所在の不明な者の氏名	和 田 茂 則
揭示場所	豊後大野市役所

二 通知の要旨

令和六年六月十四日付け大分県告示第三百八号により行つた森林法第三十条の規定による通知



森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なもので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名	高野 正満、高野 潔、平川 玉市、首藤 俊一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄
揭示場所	津久見市役所

二 通知の要旨

令和六年二月二日付け森保第八百八十一号の三で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、令和六年六月十二日付け農林水産省告示第千六百六十八号で保安林に指定した旨通知があつたので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知



都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による中津都市計画道路事業の認可の告示が令和六年六月二十一日付け九州地方整備局告示第七十三号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和六年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 都市計画事業の種類及び名称

令和六年九州地方整備局告示第七十三号中津都市計画道路事業

三・四・四号 外馬場鍔矢堂線

大分県報（告示・公告）

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号

従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番十六号

四 事業地

1 収用の部分

大分県中津市大字宮夫字長包、字井鹽、字宮ノ下、字岩見、字大田ヶ島及び字六反坪
並びに大字下池永字京ノ津地内

2 使用の部分

大分県中津市大字宮夫字宮ノ下、字岩見及び字六反坪地内